

【 こども部会 】

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
1	<p>*素案 22ページ 5 障害児支援体制の供給体制の整備等</p> <p>・今後の、「児童発達支援センターが管理する役割」について、山口市ではどのように考えられ、どのように行って行く予定なのか伺いたい。</p>	<p>令和6年4月1日の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターが、地域の障がい児支援における中核的役割を担うことが明確化され、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障がい児支援の質の向上とインクルージョンの取組を推進していくことが求められ、その役割が更に重要視されてきていると認識しています。</p> <p>本市では、民設民営で設置されている児童発達支援センターが、法改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に即した役割を果たし、更に活躍できるように今後の取組に関しましては協議の場を持つこととします。</p>
2	<p>*素案 47ページ 1 障害児通所支援</p> <p>・「放課後児童クラブ」と「放課後等デイサービス事業所」との連携、もしくは棲み分けについて、今後の方向性等について伺いたい。</p>	<p>国の基本指針により、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築が求められる中で、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ体制整備も必要です。本市においては、現在も「放課後児童クラブ」の待機児童が発生している状況にあり、待機児童の解消を図るとともに、今後も、放課後児童支援員の追加配置や、支援員・補助員に対する障がい児に関する知識を得るための研修、各放課後児童クラブへの巡回支援について実施し、当該運営団体と連携、協力しながら、障がい児が放課後児童クラブの子ども達との生活を通じて共に成長していけるよう取り組んでいきます。</p> <p>放課後等デイサービスについては、令和6年度報酬改定における議論で、総合的な支援の提供を行いつつ、その上で子どもの状態に合わせた特定の領域に対する専門的な支援(理学療法等)を重点的に行うという支援の在り方が検討されていることから、制度上は「放課後児童クラブ」との一定の棲み分けは図られると考えていますが、サービスに対するニーズに対応できるよう提供量の確保を図っていきます。</p>

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
3	<p>*素案 47ページ 1 障害児通所支援</p> <p>・「医療型児童発達支援事業所」や「居宅訪問型児童発達支援」の潜在的ニーズについて。</p>	<p>医療型児童発達支援については、本市が昨年5～6月に実施したアンケートにおいて現在は利用していないが利用したいという人が、旧山口市北部エリア4人いることを把握しています。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援についても、上記アンケートにおいて利用を希望する人が20人いることを把握しています。</p> <p>※両事業とも、対象になるかを理解した上での回答かどうかは不明</p>
4	<p>*素案 86ページ 5 障害児通所支援事業所の状況</p> <p>・現時点で、今後児童系の事業所の増設や新設の可能性があるのか伺いたい。</p>	<p>今年8月に実施した市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所向けアンケートによると、今後も複数事業所で定員増加や増設が見込まれています。</p> <p>定員増検討中・・・2事業所 増設検討中・・・5事業所</p>
5	<p>*障がい児支援全般</p> <p>・事業所毎の「個別サポート児」や「強度行動障害児」の割合について。</p>	<p><令和5年9月国保連請求データより></p> <p>児童発達支援事業所について、請求のあった20事業所のうち、在籍児童全員が「個別サポート加算」の該当であった事業所が18、残りの2事業所においても各1名が非該当で、ほぼ在籍児童全員が該当でした(在籍児童総数267名のうち、該当が265名)。一方、「強度行動障害児支援加算」の該当事業所はありませんでした。</p> <p>放課後等デイサービス事業所について、請求のあった42事業所のうち、「個別サポート加算」該当児童がいた事業所は34あり、事業所に占める該当児童の割合は事業所により大きく(13%～92%)異なります。(在籍児童総数865名のうち、該当が354名)</p> <p>一方、「強度行動障害児支援加算」の該当事業所は6事業所のみで、事業所に占める該当児童の割合は7%～19%と低くなっています。(在籍児童総数865名のうち、該当が20名)</p>

【 就労支援部会 】

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
1	<p>*素案 79～81ページ</p> <p>7 障害福祉サービス事業所の状況</p> <p>・令和2年度から令和5年度にかけて、就労移行支援事業所が10事業所から6事業所に、定員も26人減となっている。</p> <p>就労移行支援事業所としては、国の示す成果目標の中でも一般就労への移行の成果を求められており、地域でその役割をしっかりと果たしていくためには、関係機関との連携がますます重要となっており、特に、障害者就業・生活支援センターとの連携が必要であると考えている。</p>	<p>令和6年度報酬改定における議論で、就労移行支援事業は地方において利用者数の減少がみられ安定的な利用者確保が難しくなっているという指摘があり、利用定員数の見直しについて議論されることとなっています。</p> <p>本市においても、「追加資料②の参考1」が示すように就労移行支援から一般就労に向けた支援の流れが滞りなく展開されることで、一人でも多くの障がい者等が一般就労へ移行できるよう、関係機関との連携は欠かせないと考えており、特に就労支援においては、障害者就業・生活支援センター(ナカポツ)との連携強化についても更に推進していく必要があると考えています。</p>
2	<p>*素案 38ページ、関連図 41ページ</p> <p>④就労選択支援(令和7年10月から新たに導入される事業)</p> <p>・就労移行支援事業所が少なくなっている現状があり、現実的にどこが実施主体として動けるのか。就労移行として実績がある事業所が実施していくのではとされているが、2週間でアセスメントをとっていくことや、対象人数(児童から生活介護等含め)が多いことで負担になっていくのではないかと心配がある。</p>	<p>今年度から就労選択支援を見据えたモデル事業として、アセスメント事業が始まっているとのことです。新たな情報等を地域自立支援協議会就労支援部会でも共有し、その主旨に基づき当該事業所の開設がなされるよう努めます。「追加資料②の参考2」</p> <p>実際には、就労選択支援事業だけで新たな事業所ができることは考えにくく、既存の就労移行支援事業等と合わせて実施をされると考えられ、今後職員配置や設置基準等詳細が情報提供されていくことと考えています。</p>
3	<p>*素案 27ページ、関連図</p> <p>・地域自立支援協議会</p> <p>・地域自立支援協議会の再編に向けてということが何年か前から話されているが、どのように検討していくのか、指針等があればわかりやすいのではないかと思います。</p>	<p>地域自立支援協議会の再編につきましては、専門部会のあり方、ワーキンググループ活動の位置づけ等課題があることについては認識していますが、具体的な再編に向けた取組がお示しできていない状況にあります。</p> <p>今後につきましては、まずは各会の部会長の御意見を伺ったうえで、検討スケジュールをお示しできるようにします。</p>

【 相談支援部会 】

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
1	<p>*素案 19～20ページ 4 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>・一般就労への移行を進めていく上では、より具体的な目標達成のための方策を示すことは可能なのではないか。 例えば、就労支援を行う事業所と一般企業や労働関係機関との情報共有の場を検討するや、年〇回設定する、など。 他にも、市役所における障がい者雇用の場であるワークステーションでの実践から得られた雇用面での課題や取組、福祉サイドに求める役割について共有を図る、など。</p>	<p>障がい者等に対する就労支援の取組につきましては、現在実施している各種取組を充実、強化する方向性とし、本懇話会においてその実施内容等回数も含めて報告します。 また、障がい者等の雇用主としても、福祉サイドとの情報共有に努めます。</p>
2	<p>*素案 19～20ページ 4 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>・令和5年度の「就労支援部会」での取組を活かしていくことが可能ではないか。 例えば、就労継続支援A型ワーキングでの事業所同士の情報共有による各事業所間の資質向上、就労アセスメントワーキングでの活動を通じて就労アセスメント手法を活用して個別支援へ活かす取り組みなど。</p>	<p>地域自立支援協議会就労支援部会では、地域課題や事業所間の資質の向上に向けて積極的にワーキンググループ活動を実施していただいております。その一つ一つが成果目標の達成に向けた取組に繋がるものと認識しています。 御意見を踏まえ、「企業が求める人材像を幅広く理解して、障がいのある人の個々の能力に合わせた就労支援や定着支援ができるように、就労支援事業所の職員のスキルアップを図ります。」と目標達成のための方策に追記します。</p>

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
3	<p>*素案 19～20ページ 4 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>・就労定着支援事業においては、事業を活用した3年間だけでなく、その後も安定的に雇用が継続できていくことが重要。就労定着支援事業を活用した事例のデータ検証や定着実績等評価が必要である。地域の中で、就労定着支援事業所の役割をはたしていけるような体制づくりが必要ではないか。</p> <p>例えば、障害者就業・生活支援センターとの連携やそのノウハウを共有して、役割分担を図るなど。</p>	<p>令和6年度報酬改定における議論で、就労移行支援事業所数と比べ就労定着支援事業所数が少なく、必要な定着支援を受けられないなど地域のサービス格差が生じているという指摘があり、本市においても事業所数は同様の状況にあります。</p> <p>就労定着支援事業の利用促進に向けては、その事業の趣旨も踏まえ、地域自立支援協議会において検討していくこととします。</p>
4	<p>*素案 22ページ 5 障害児支援体制の供給体制の整備等</p> <p>・目標達成の方策に、関係機関との連携を図る旨記載がしてあるが、実際にはまだまだ一般学校への福祉介入のハードルは高いように感じる部分もある。</p>	<p>御意見のとおり、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところです。</p> <p>保育所等訪問支援事業については、教育委員会を通じて学校現場に対し本事業の趣旨をお伝えし、協力を依頼しています。</p> <p>今後の取組につきましては、現場の御意見を伺った上で、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、本市における教育と福祉の連携について検討を進めます。</p>
5	<p>*障がい児支援全般</p> <p>・放課後デイサービスの利用に関して、必要なサービスが、必要な対象者に適切に届くための方策を考える必要があるのではないか。</p> <p>障がい児が年齢に応じたコミュニティを持つことができれば、必ずしも障害福祉サービスの利用が必要とされないケースもあるのではないか。</p> <p>障がい児にとって、学校、放課後デイ以外の「第三の場」があってもいいのではないか。(確保するための方策)</p>	<p>障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書(令和3年10月)では、「インクルージョンや地域共生社会の実現・推進等の観点からは、年少期より、障がいの有無に関わらず、様々な遊びを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験となる」と述べてあり、本市でも保育所、幼稚園、児童クラブ等での障がい児の受け入れは増加しているところです。</p> <p>御意見のとおり、「必要なサービスが、必要な対象者に適切に届くための方策」につきましては、インクルージョンの視点を踏まえ、こども関連施策の中で更に検討ができるよう働きかけます。</p>

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
6	<p>*素案 35～39ページ</p> <p>2 日中活動系サービス</p> <p>・発達障害など、なかなか社会参加が難しいタイプの方に向けた自立訓練(生活訓練)事業所が足りない事が、就労継続支援B型事業所での居場所的受け入れに繋がっているように感じるところ。</p> <p>令和6年度報酬改定で算出方法が変わってくる方向性もあるようだが、現状週1回でも月1回でも利用実績があれば利用人数に加え平均工賃を算出しなければならず、B型事業所にとって大きな負担となっていることがうかがえる。</p> <p>障がい特性に応じた適切なサービスが不足しているという事でもあり、より具体的な行政としての関わりを求めたい。</p>	<p>令和6年度報酬改定の動向を注視しながら、引き続きニーズを把握し、適切な社会資源の確保に努めます。</p>
7	<p>*素案 44～45ページ</p> <p>4 相談支援</p> <p>・見込量を確保するための方策に、「相談支援事業所の拡充を図る」と記載してあるが、新規事業者の参入を促す事なのか、今ある事業者の相談支援専門員を増やしていくことなのか、行政の働きかけの方針はいかがか。</p> <p>* (関連)素案 56ページ</p> <p>(3)相談支援事業</p> <p>・障害者相談支援事業の事業所か所数について、4か所となっている。令和3年度までは、5か所で実施されていた委託相談であるが、今後市として増やしていく予定はないということか。増やしていく方策を考える必要があるのではないか。</p>	<p>事業所毎の相談支援専門員の充足状況について令和2年度アンケートで「適当」と回答した事業所が9事業所(全体で12事業所)でしたが、今年度は5事業所(全体で12事業所)となっており、また、障害福祉サービスの利用者の増加とともに、全体的に相談支援の利用件数も伸びており、現場の負担感は増加しているという認識をしています。</p> <p>こうしたことから、新規事業者の参入と現事業者の相談支援専門員の増加双方の視点が必要であると考えていますが、地域の実情に即した障がい児者の相談支援体制の充実強化に向けては、委託相談支援事業所と継続的に協議する「障がい児者支援体制強化会議」で具体的な検討を実施していきます。</p>

No	ご意見の概要	市の考え方(対応)
8	<p>*実施計画 全般</p> <p>・第4次計画で反映された意見が、どこまで第五次計画に活かされるのか分かりにくい。</p> <p> 総量的な充足だけでなく、質的な充足をどのように評価していくのか、その具体的な方策が見えないように感じている。</p> <p> 協議会で把握・共有するというような方策や、〇〇を設置するといった方策について、もう少し具体的にすることはできないのだろうか。</p>	<p>第6章(計画素案69ページ)の「計画の推進」に示しているとおり、PDC Aサイクルに基づく計画の進捗管理を行うこととしており、総量的充足だけでなく、質的な充足の評価も含め、本懇話会や地域自立支援協議会などと協議を行いながら、実施状況などを点検・評価していくこととしています。</p>